

芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会 開催要綱

1 開催目的

今般、福井労働局管内の化学工業製品製造工場において、染料・顔料の中間体を製造する過程で、オルトートルイジン等化学物質を取り扱う業務に従事した労働者等から、使用した化学物質が原因で膀胱がんを発症したとして労災請求がなされた。

がん原性を有する化学物質を取り扱う業務に従事した者に発症した尿路系腫瘍（膀胱がんを含む。）については、労働基準法施行規則別表第1の2第7号及び同表第10号に基づく告示（以下「別表等」という。）に個別の原因物質名を列挙しており、昭和51年8月4日付け基発第565号「芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体による疾病の認定基準について」（以下「通達」という。）に基づき業務上外の判断を行っているところであるが、オルトートルイジンを取り扱う業務による尿路系腫瘍については、別表等に明記されておらず、前記通達の記の3により、りん伺の上、厚生労働本省においてその因果関係を判断する必要がある。

そこで、労働者が従事した業務と膀胱がん発症との因果関係について専門的な見地から検討するため、厚生労働省大臣官房審議官（労災、賃金担当）が、医学、化学、労働衛生工学の専門家に参集を求め、意見を徴し、当該事案への的確な対応を図ることとする。

2 検討会の構成及び検討対象

（1）検討会の構成

- ア 本検討会は、別紙の医学、化学、労働衛生工学の専門家を参集者とする。
- イ 本検討会には、座長をおき、検討会を統括する。
- ウ 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができる。

（2）検討対象

- ア 本検討会では、オルトートルイジン等を取り扱う業務に従事した労働者に発生した膀胱がんに係る事案について検討するものとする。
- イ 本検討会は、検討結果が取りまとめられた時点において終了するものとする。

3 その他

- （1）本検討会は、個別事案について取り扱うため非公開とする。
- （2）本検討会に参集した者は、本検討会で知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、検討会終了後も同様とする。
- （3）参集及び検討会運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局補償課職業病認定対策室において行うこととする。

附則 本要綱は、平成28年5月31日から施行する。

(別紙)

芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会

参集者名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職・専門
えがわ しん 穎川 晋	東京慈恵会医科大学附属病院泌尿器科 主任教授、診療部長 泌尿器科学
おがわ おさむ 小川 修	京都大学医学研究科泌尿器科学 教授 泌尿器腫瘍学
しらいし ひろあき 白石 寛明	国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康研究センター フェロー 化学
つのだ まさし 角田 正史	北里大学医学部 准教授 衛生学
なごや としお 名古屋 俊士	早稲田大学理工学術院 名誉教授 労働衛生工学
やなぎさわ ひろゆき 柳澤 裕之	東京慈恵会医科大学医学部環境保健医学講座 教授 中毒学